

平成 26 年第 1 回芸北広域環境施設組合議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成 26 年 3 月 26 日													
招 集 の 場 所	広島県山県郡北広島町有田 1234 番地 北広島町役場 4 階 委員会室													
議 長	塚 本 近													
開閉会日時及び宣告	開 会	平成 26 年 3 月 26 日 午前 10 時 03 分												
	閉 会	平成 26 年 3 月 26 日 午前 10 時 55 分												
<table border="1"> <tr> <td>○</td> <td>出席を示す</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>欠席を示す</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>不応招を示す</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>公務欠席を示す</td> </tr> </table>	○	出席を示す	△	欠席を示す	×	不応招を示す	□	公務欠席を示す	議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
	○	出席を示す												
	△	欠席を示す												
	×	不応招を示す												
	□	公務欠席を示す												
1	宍 戸 邦 夫	○	5	中 田 節 雄	○									
2	大 下 正 幸	○	6	加 計 雅 章	○									
3	塚 本 近	○	7	石 飛 慶 久	○									
4	藤 井 勝 丸	○	8	青 原 敏 治	○									
会議録署名議員	7 番 石 飛 慶 久		8 番 青 原 敏 治											
地方自治法第 121 条の規定による説明のため出席した者の職氏名	管 理 者	箕 野 博 司	事務局長	児 玉 一 朗										
	副管理者	浜 田 一 義	所 長	村 田 浩 章										
議 事 日 程	別紙のとおり													
会議に付した事件	議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて												
	議案第 2 号	芸北広域環境施設組合において北広島町の条例を準用する条例の一部を改正する条例												
	議案第 3 号	平成 26 年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合について												
	議案第 4 号	平成 26 年度芸北広域環境施設組合一般会計予算												
会 議 の 経 過	次のとおり													

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議	議 長	<p>それでは皆さん、おはようございます。少し定刻を遅れましたけれども、ただ今より、会議を開催させていただきます。</p> <p>ただ今の出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回芸北広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。</p>
日程第1	議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定において、議長において、7番、石飛慶久君、及び8番、青原敏治君を指名いたします。</p>
日程第2	議 長	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>本定例会の運営につきましては、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長青原敏治君の報告を求めます。</p>
	議会運営委員長	議 長
	議 長	議 長
	議会運営委員長	議 長
	議 長	<p>議 長。</p> <p>はい、自席にて御報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。</p> <p>本日招集されました平成26年第1回定例会の運営につきまして、去る3月3日に議会運営委員会を開催いたしました。本定例会への提出議案は、4件ございまして、事務局から議案の説明を受け、協議をいたしました結果、会期につきましては、本日1日限りということで、決定をさせていただきました。議案の内容につきましては、お手元に配布してあります提出議案書のとおりでございます。</p> <p>以上、議員の皆様にご賛同と御協力をお願いいたしまして、御報告とさせていただきます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今の委員長の報告のとおり、会期は、本日1日限りとすることに御異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」と言う者あり】</p> <p>御異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定いたしました。</p>
日程第3	議 長	<p>日程第3、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>議 長</p> <p>管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>を議題といたします。この際、議案の朗読を省略いたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。管理者 箕野博司君。</p> <p>議長。</p> <p>はい。</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>提案理由の説明ということでございますけれども、その前に、組合運営につきましては、議員の皆様の日頃より、御支援と御協力いただきまして厚く御礼申し上げたいと思います。</p> <p>また、今回の議会日程につきましては、先ほどらいありましたが、新庄高校の甲子園出場ということで、いろいろと御配慮いただき、ありがとうございました。安芸高田市さんをはじめ、近隣の市町さんから、助成金もいただいております。ありがとうございます。選手たちも一生懸命がんばり、皆様御存知のように昨日の1回戦で、見事、勝利することができました。非常にたくさんの方々に御声援をいただきましたことを、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>それでは、提案理由の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号でございますが、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。</p> <p>広島県市町総合事務組合の規約変更につきましては、構成団体である本組合議会の議決が必要でございますが、規約の変更期日の関係上、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、専決処分をさせていただきます。</p> <p>専決処分書につきましては、提出議案書の3ページの方に記載をさせていただきます。内容は、広島県市町総合事務組合におきまして、構成団体である竹原市から、非常勤職員に係る公務災害補償事務等を共同処理したいとの申請がございまして、規約の改正を行われるものでございます。</p> <p>既に各市町の議会では決議をいただいた案件ではございますが、御承認の程、よろしく願いいたします。</p> <p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>【「質疑なし」と言う者あり】</p> <p>はい、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありますか。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 4	議 長	<p>【「なし」と言う者あり】</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。</p> <p>これより、議案第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」を起立により採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。</p> <p>【賛成者起立】</p> <p>はい、起立全員であります。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第 4、議案第 2 号「芸北広域環境施設組合において北広島町の条例を準用する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。この際、議案の朗読を省略いたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。管理者 箕野博司君。</p>
	管 理 者	<p>議案第 2 号でございますが、「芸北広域環境施設組合において北広島町の条例を準用する条例の一部を改正する条例」でございます。</p> <p>北広島町の「職員の給与の特例に関する条例」の廃止及び「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例」の制定に伴いまして、本組合の北広島町の条例を準用する条例につきまして、一部改正が必要となりましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、上程をさせていただいております。</p> <p>内容につきましては、事務局から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。</p>
	議 長 事務局長	<p>この際、詳細について事務局に説明を求めます。事務局長。</p> <p>はい。事務局より御説明いたします。おはようございます。</p> <p>議案 2 号でございますが、提出議案書の 4 ページにございますように準用条例の改正でございます。新旧対照表の形式となっております。改正前の欄にございます 14 号の「職員の給与の特例に関する条例」の削除、それから、次のページ、5 ページにございます、改正後の欄にございますが、18 号の「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例」を加えるもので、それに伴いまして、号番号を変更するものです。</p> <p>条例の内容につきましては、別紙の資料 1 の方に、議案説明資料ということで載せさせていただいております。給与関係につきましては、北広島町の条例を準用しておりまして、職員の給与の特例に関する条例、これは、東日本大震災の復興財源のための職員の給与の減額措置したのですが、これが 25 年度で終了するこ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 5	事務局長	とで廃止されます。
		<p>また、早期退職募集制度につきましては、国や広島県では、既に導入されておりまして、定年前の早期退職者に対する特例措置を拡充するもので、北広島町さんでは、新たに条例を制定されました。</p> <p>これら 2 件につきまして、本組合の準用条例に改正を加えるものでございます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
	議 長	<p>これをもって提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>【「なし」と言う者あり】</p>
	議 長	<p>はい、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありますか。</p> <p>【「なし」と言う者あり】</p>
	議 長	<p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。</p> <p>これより、議案第 2 号「芸北広域環境施設組合において北広島町の条例を準用する条例の一部を改正する条例」を起立により採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。</p> <p>【賛成者起立】</p>
	議 長	<p>起立全員であります。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第 5、議案第 3 号「平成 26 年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合について」を議題といたします。この際、議案の朗読を省略いたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。管理者 箕野博司君。</p>
	管 理 者	<p>議案第 3 号でございますが、組合規約第 13 条第 3 項の規定によりまして、「平成 26 年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合について」をお願いするものでございます。</p> <p>内容につきましては、事務局から御説明申し上げます。</p>
	議 長	<p>この際、詳細について事務局に説明を求めます。事務局。</p> <p>はい。事務局より説明させていただきます。</p>
	事務局長	<p>提出議案書の 7 ページでございます、負担割合の表を御覧ください。この負担割合は、組合規約の規定によりまして、毎年度、</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>組合の議会で定めることになっております。上の表にございますように、各科目ごとに配分を設定いたしまして、ほとんどの経費は、その科目の総額の30%を基本割合、基本割といたしまして、70%を人口の割合、人口割としております。基本割というのは、合併前の町数になっておりまして、合併前9町でしたので、各町1/9ずつでしたが、それをそのまま承継しまして、安芸高田市さんが6町分の6/9、北広島町さんが3町分の3/9という割合になっております。人口割は、各市町の人口の割合で、毎年度違ってきますけれども、下の表のとおりとなっております。人口については、平成25年12月31日現在の人口をもって来年度予算の割合として算出しております。</p> <p>ごみ処理費のうち、維持管理費につきましては、総額の70%が実績割となっております。この実績割といいますのは、下の表にございます、きれいセンターでのごみの処理量の割合です。予算年度の前年度の暦年実績、25年の1月～12月のごみの処理量、きれいセンターへの持込み量と同じでございますが、安芸高田市さんが、7,839.45t、北広島町さんが4,343.57tということで、処理割合がそれぞれ64.35%と35.65%となりまして、この割合を実績割合として、ごみ処理費の維持管理費分を御負担いただく、というものでございます。</p> <p>これらの人口割部分、実績割合につきましては、その年度の人口数、ごみ量により、毎年度変化いたしますけれども、計算方法につきましては、組合設立当初より変更はございません。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>これをもって提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>【「質疑なし」と言う者あり】</p> <p>はい、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>【「なし」と言う者あり】</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。</p> <p>これより、議案第3号「平成26年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合について」を起立により採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 6	<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局 長</p>	<p>【賛成者起立】</p> <p>起立全員であります。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 6，議案第 4 号「平成 26 年度芸北広域環境施設組合一般会計予算」を議題といたします。この際，議案の朗読を省略いたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>管理者 箕野博司君。</p> <p>議案第 4 号でございますが，「平成 26 年度芸北広域環境施設組合一般会計予算」でございます。</p> <p>平成 26 年度予算の総額は，歳入歳出それぞれ 573,817 千円でございます。平成 25 年度当初予算と比較しまして，7,973 千円の増額，率にして 1.4%の増となっております。主な歳出は，ごみ処理施設の焼却炉等の機器修繕費や焼却灰の再資源化等の委託費用他でございます。</p> <p>詳細につきまして，事務局の方から説明をいたしますので，御審議いただき，御承認くださいますよう，よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>この際，詳細について事務局に説明を求めます。事務局長。</p> <p>議長。</p> <p>はい。</p> <p>それでは，事務局より予算について，御説明いたします。</p> <p>平成 26 年度一般会計予算書の方を御覧ください。予算書の方，別冊でお配りしておりますけれども，その 5 ページ目に歳入歳出予算事項別明細書がございます。総括表で，前年度との比較がございますが，先ほど管理者の説明にございましたように 26 年度は，573,817 千円の予算要求となっております。詳細につきましては，7 ページ以降になります。7 ページに歳入の内訳がございます。1 項の負担金でございますが，安芸高田市さんが，257,677 千円，北広島町さんが 139,923 千円，それからごみ処理施設に係る交付税，こちらは，施設が所在する町の北広島町さんを通して御負担いただきますが，15,012 千円となっております。</p> <p>他に歳入の主なものとしては，2 款 2 項の衛生手数料に，ごみ処理手数料がございます。106,573 千円。ごみ量の増加に伴いまして，若干，予算額も増加しております。次のページ，9 ページ，</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>10 ページですけれども、こちらの方、諸収入、5 款 2 項の雑入といたしましては、有価物売却代といたしまして、14,443 千円を計上しております。こちらの方、新聞・雑誌・アルミ缶等の売却収入でございますが、地域での集団回収により、年々、減少傾向にございます。</p> <p>続きますと、歳出の方になりますが、11 ページからになります。1 款の議会費が 459 千円、こちらの方、旅費につきまして、視察関係の費用を確保しました関係で、昨年より 209 千円の増加となっております。2 款の総務費でございますが、13 ページ・14 ページに 2 目の財産管理費として、財政調整基金の積立金 12,246 千円を計上しております。昨年度と比較いたしますと、11,831 千円の減となっておりますが、今後の厳しい財政状況を踏まえて、可能な限り積立てを実施したいと考えております。</p> <p>続きますと、15 ページ・16 ページになりますが、3 款の衛生費でございます。主なものは、説明欄にございますが 11 節電気料・A 重油等の需用費が 205,163 千円でございます。光熱費、各種機器装置の修繕費等となっております。</p> <p>それから、13 節の委託料 231,039 千円、焼却灰のセメント原料へのリサイクル費用ですとか、ごみの収集運搬業務、それから夜間のごみ焼却炉の運転業務他でございます。</p> <p>18 節の備品購入費 3,065 千円でございますが、ごみ袋の配送車、これは新聞等の収集にも使用しておりますが、商用ワンボックスタイプの車の購入予算でございます。現在の車両は、平成 7 年式で修理費が高額になってきておりまして、新規購入させていただきたいと思っております。</p> <p>それから、次のページ 17 ページ・18 ページが公債費、予備費となっております。公債費の方は、ストックヤード施設の建設に係るものでございまして、平成 28 年度までこの金額、約、合わせて 200 万程度でございますが、その償還がでございます。</p> <p>19 ページの方、先ほど御審議いただきました負担割合でございます。この負担割合を実際に金額を歳出別に記載したのが、次のページ、20 ページでございます。20 ページにそれぞれ負担割合に応じてですね、市町記載別のそれぞれの負担金明細を載せていただいております。</p> <p>21 ページ以降は、給与費明細書でございます。最後の 26 ページは、地方債に係る調書でございます。先ほどのストックヤ-</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>ドの整備事業の償還金の残高等を記しております。御参照いただければと思います。</p> <p>以上で、予算書の方の説明は終わりますけれども、参考といたしまして、予算説明資料として、いくつか御用意させていただいておりますので、そちらの方、簡単に御説明申し上げたいと思います。</p> <p>資料2の方を御覧ください。別冊でおつけしております資料の2なんですけれども。資料2の方に「平成26年度組合一般会計予算について」ということで、歳入・歳出の前年度との比較表、財政調整基金の状況でございます。資料の2ページ目の方にカラーのグラフを載せております。過去10年間の予算額の推移をグラフにしております。オレンジ色の線が安芸高田市さんの組合負担金額、青色の実線が北広島町さんの負担金でございます。棒グラフの方がですね、衛生費の方のトータルでございますけれども、そこで黄緑色の部分がございます。大規模修繕として、25年度・26年度は、ごみ投入ホッパーの更新ということがございます。こうした大規模な修繕というものを計画的に実施しながらですね、できるだけ市町の負担金を平準化していくように努めていきたいと考えております。それから次のページ、3ページに、芸北広域きれいセンターの26年度の計画内容について、まとめてございます。今回、特に事故対策ということで、収集車両全車にドライブレコーダーを取り付けする予定にしております。予算的には7台で34万でございます。最近、比較的安価に運転席から見える風景を映像として記録できる装置がございます。事故時にはもちろんなんですけれども、ヒヤリハットの事例ですとか、事故の記録だけではなく、日頃の安全教育にも十分活用できるものです。費用対効果は十分にあると思いますので、こうしたことを導入していきたいと思っております。それから、資料2の方は以上で説明を終わらせていただいて、資料3の方なんですけれども。</p> <p>資料の3の方、「平成25年度予算に対する平成26年度の予算比較」ということで、歳入・歳出の算出根拠を載せております。1枚目は、衛生手数料、ごみ処理の手数料ですね。ごみ袋の販売店からの収入、それからきれいセンターに持ち込みされた方の収入の見込みがあります。その算出根拠でございます。2ページ目ですが、資料の3の2ページ目なんですけれども、こちらの方には、アルミプレス、これはアルミ缶を潰したものですが、スチールプレ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>5 番議員</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>ごみも上昇傾向にあると。北広島町の方では反面、ちょっと横ばい、微増に増えてはおるといふことではございますが、どういったことか。集団回収は、安芸高田市さんの方ではかなり徹底しておると。北広島町の場合は、まだ十分ではない、若干の増加傾向にあるといふことではございますが。ごみの増え方について、どうなのかな、と。安芸高田市さん、集団回収は徹底しているのに増えている、北広島町は、まだまだ集団回収は増加傾向にあるが、まだそこまではない。しかし、ごみの量は横ばいと、相反するところがあるかなと思ふわけではございますが、御説明をお願いいたします。</p> <p>ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>はい、事務局。</p> <p>御質問いただいた件でございますけれども、一つ目の件につきまして、御説明・御回答いたしたいと思ふます。</p> <p>確かに議員さんのおっしゃるように、資料 2 の方なんですけれども、財政調整基金の状況といふことで、2 番目の方、来年度 12,246 千円積立をいたしまして、基金残高 210,264 千円になる予定にしておりますが、27 年度、3,600 万円の基金の取崩しを考えております。この 3,600 万円の基金の取崩しの内容なんですけれども、実は、来年度予算の中で計上してはいたものではございますけれども、要検討といふことになったものに、ペットボトルの圧縮梱包機がございまして。現在、プラスチック製容器包装、シャンプーの容器ですとか、弁当の殻ですとか、そういった容器を潰すのに、平成 13 年度に購入したペットボトルの機械を使って今やっているんですけれども、なかなか故障も多いといふことと、処理能力が低いといふことで、今回計上したんですけれども。これにつきまして、実際組合でこういう機械を買った方がいいのか、あるいは、民間にその作業自体を委託する方法であるとか、あるいは、その機械を借りてやるという方法もあるんじゃないかといふことで、もう 1 年間、来年度検討するよといふことを管理者・副管理者から言われました。それで、今回見送ったわけではございますが、逆にもし組合でそういう機械を買うといふことになりましたと、再来年度、投資的経費といふのが増加が見込めますので、そうした場合のための 3,600 万円というふうにしております。約 4,000 万円近くの事業経費がかかります、新しい機械を買うといふことになりましたと。その見込みとして、基金の取崩しといふのを考えております。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>それからもう一つ、消費税のことでございますけれども、資料3の方にそれぞれ歳入で販売店、ごみ袋を売っていただいているお店、それから、きれいセンターでのごみの持込みに対する料金ということで予算計上しております。他の自治体ではですね、消費税の増税に伴って、ごみ処理の手数料を上げる自治体もございますが、県内でもわずかでございます。一般家庭につきまして、上げているところはない。事業系のごみについて消費税分だけ増額しているというところは、広島市ですとか、山県郡西部衛生組合が行っております。消費税の影響なんですけれども、うちは消費税の納税団体ではございませんので、結局組合で、もしこれが、増税が、収入に影響するとすれば、ごみ袋の料金が増税分だけ、納入分減る、ということになります。ですから、ここにごみ袋の枚数があるんですけれども、約1枚10円ぐらいです。燃えるごみの大が大体10円ぐらいするんですけれども、それが税率上昇分の方をちょっと計算すると、約30万かそれくらい収入が減るという見込みにはなります。ただし、実際、委託費ですとか補修費とか、そういったところが全部3%増加するということになりますと、3億、4億の委託費用・修繕費用の3%といいますと、これ1,200万円程度となります。そういった形で今回も予算の方、少し負担金の方も増額しているというのは、消費税増税分も十分原因としてある部分であると思います。</p> <p>それから、販売店との契約について、ということなんですけれども。今、ごみ袋を販売される方、希望があれば支所の窓口あるいは組合の方に申請していただければ、ごみ袋を販売できるシステムになっております。その販売の手数料なんですけれども10%ということになっております。従いまして例えばですね、燃えないごみの袋・大ですね、1枚100円するんですが、これが10枚のロールになって売っていますので、1セット1ロールが1,000円になります。その内、販売店さんの手数料というのがその10%ですので、100円、1,000円売って100円の販売店さんにとって収入があるということになります。その中で、今回消費税分、3%増額しますので、販売さんにとっては、今まで100円の収入で、95円の収入が92円に少し下がるということにはなる、と思います。そういった形です。最近、市民の方からお問い合わせも多いんですが、ごみの袋の値段が上がるんですか、ごみの袋の形が変わるんですか、というところの問い合わせが多いんですが、組合では</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>このまま、変更はないことになっております。ですので、税込み価格での表示となっております、税込み価格で表示していないお店もあるんですが、税込みで計算しますと前と同じ金額になるようになります。ごみ袋の大、1枚が65円というのは、変更ございません。</p> <p>それから、もう一つ、ごみの量のことですね。資料の4の3ページにカラーで安芸高田市さん、それから北広島町さん別のごみの推移をまとめたものがございます。少し詳しく、さっき説明できなかったんですけども。一番上の表は、月毎の変化を表しているグラフなんですけど、真中に燃えるごみの種別推移ということで、その中で、一番上の表を見てもらったらわかるんですけども、年度毎で色を変えてはいるんですけど、不燃粗大ごみ、びんとか缶とかタンスとか自転車とか、そういったものは、ほとんどグラフ上の線が重なっていると思うんです。ですから、もう過去22年度から25年度まで、ほとんど量の変化はないんです。一方ですね、折れ線グラフを見てもらったら25年度はブルーの線なんですけど、だんだん燃えるごみは、増えてきているというところですが、月別でも。実際、年度毎に燃えるごみだけを取り出してですね、燃えるごみの種別でグラフにしたのが、真中のグラフなんですけれども。</p> <p>左側の方が安芸高田市さんなんですけど、見ていただくと赤の折れ線グラフ、業者の収集ですね、ですから許可業者さん、安芸高田市さんでいうと、いろいろ業者さんおられるんですけど、そういった業者さんのパッカー車がお店を回っておられるんですけど、その持込み量ですね。それが見ていただくとわかるんですけど、平成20年度、ちょうどリーマンショックの時に下がってしまっていて、それからだんだんだんだん増加してきている、という状況がございます。</p> <p>一方、北広島町さんの方は、赤い折れ線グラフというのは、ほとんど横一定になっております。ブルーの青い三角の折れ線グラフが、家庭の収集ですね、組合が家庭のごみステーションを回ってする収集なんですけれども、こちらの方、20年度まではずっと下がり気味でしたので、ごみ処理基本計画に則って、順調にいつているな、というところだったんですけど、最近またこれも増加してきている。安芸高田市さん増加してきているし、北広島町さんも微増している、という状況にございます。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>5 番 議 員</p> <p>議 長</p>	<p>こういったところもですね、原因もまだつかめていないところもありますが、一つとしては、業者のごみが増えているというところは、大規模店舗ですね、大きなスーパー、大型店舗、そういったところを特に市町の担当者の方と一緒に訪問してですね、ごみの量とか、そういったところを調べていきたいと思っております。それから、業者のごみも混入がございます。産廃のごみの混入もでございます。産業廃棄物として捨てなければならないものを、きれいセンターに持ってくる。こういったこともいけませんし、あるいは、安芸高田市・北広島町内以外のごみ、三次で出たごみですとか庄原で出たごみを、こちらのきれいセンターに持ってくることもいけないことになっております。そういったところを探るためにも、来年度は、許可業者さんのごみを検査したいと思っております。パッカー車1台、中を開けてですね、ごみの中を調べることで、業者さんに対しての調査というのを進めていきたいと思っております。</p> <p>また、家庭のごみについてもですね、生ごみですとか、そういったところの効果がどれくらいあるかというのを、また検証しながら進めていきたいと思っております。こういったことも市町の担当者の方と連携しながら、進めていきたいなと思っております。</p> <p>先ほど集団回収量のこともございました。集団回収量の推移につきまして、グラフにしておりますが、安芸高田市さんの場合グラフを見ていただくと、急に21年度から伸びています。多分、このあたりから助成金を5円から10円に変えられたとかの効果があってですね、集団回収量の量は、一人当たり25キロということで、かなりの量になっております。一方、北広島町さんの方は、23年度から始められたということで、一人当たり18.4キロということになっておりますので、少なくなっておりますけれども。ただ、来年度から北広島町さんも集団回収の助成金を増額されるということもございますので、こういったところも集団回収量の量も増加するのではないかなと思っております。こうしたことを市町の方とですね、連携をとりながら進めていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>はい。</p> <p>中田節雄君。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p data-bbox="360 185 504 224">事務局長</p> <p data-bbox="360 1783 504 1821">議 長</p> <p data-bbox="360 1939 504 1977">7 番 議 員</p>	<p data-bbox="520 185 1469 1126"> そうですね、議員さんのおっしゃるとおりでございます。どうやって、その負担金を減らすための収益をどうするかというところでございますけれども。一つはごみ袋の値上げがあるけれども、それはやっぱり、家庭ごみについては高い水準ですので、そのあたり不法投棄も増えるということもあります。で、今、事業系のごみが多いということで、事業系のごみについては、それほど高いレベルではないということもありますので、そういった問題も考えていかなければならないと思っております。それと議員さんがおっしゃるように、営業努力といいますか、できるだけ収益が出るような形での取り組みも進めていかなければいけないかなとも思っております。今おっしゃったように、ごみを減らすために、できるだけ民間を利用する、例えば、今おっしゃたように店舗です、回収していただくようなシステム。実際今、ゆめタウンさん、イズミさんでは、店舗です、新聞・雑誌・段ボールを回収していらっしゃる部分もあります。そういったところも拡げていただけるような、そうしたソフト面をもって、ごみを減らせるようなことができないかということも、考えていきたいと思っております。 </p> <p data-bbox="520 1144 1469 1765"> 今回、これまで衣類ですね、服とかをこれまでは、キロ当たり20円で、業者さんに資源化委託ということでお金をつけてですね、依頼していたんですけれども。最近、色んな業者をあたってみるのに、衣服を買っていただけるところがございました。キロ何円かで、2円とか3円とかという金額なんですけれども買っていただけるところが見つかりましたので。そういったことで、処理費の方、委託再資源化の処理費の方も減らしていきたいと思っております。また、安芸高田市の方にもですね、木くずとかチップとか、そういったリサイクルするシステムもございますので。そういったところにきれいセンターの木くず等を持って行けないかどうか、そういったことも考えて進めていきたいと思っております。 </p> <p data-bbox="552 1731 695 1769">以上です。</p> <p data-bbox="552 1787 919 1825">はい、答弁を終わります。</p> <p data-bbox="552 1843 919 1881">他に質疑はありませんか。</p> <p data-bbox="552 1899 919 1937">はい、7番、石飛慶久君。</p> <p data-bbox="520 1955 1469 2089"> すみません。生ごみが増えている、という原因で、前回、生ごみが量が増えているということで、その生ごみの中には、水分が約50%、可燃物の中にあるという、その方の対策といいますか、 </p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
閉 議	議 長 事務局長	はい、答弁を求めます。 議長。
	議 長 事務局長	はい、事務局。 そうですね、搬入前の量を減らすということで。きれいセンターの方でその水分というのは、減らすというのは、その絞る機械とか、そういうのを導入する予定は、ございません。
	議 長	はい。以上で答弁を終わります。 他に質疑はありませんか。
	議 長	【「なし」と言う者あり】 はい、ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。
	議 長	これより討論に入ります。討論はありませんか。 【「なし」と言う者あり】
	議 長	はい、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第4号「平成26年度芸北広域環境施設組合一般会計予算」を起立により採決いたします。
	議 長	本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。 【賛成者起立】
	議 長	はい、起立全員であります。 したがって本案は、原案のとおり可決されました。
	議 長	以上で本定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。 これをもって「平成26年第1回芸北広域環境施設組合議会定例会」を閉会いたします。
		大変御苦労様でした。